

前橋市監査委員公表第20号

前橋市長から出資団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年1月8日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	鈴木	俊	司
同	金井	清	一

出資団体監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和6年10月11日～11月25日

措置通知書提出日 令和6年12月18日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：公益財団法人前橋市まちづくり公社】</p> <p>1 まちなかイベント支援に係る負担金について（指摘事項）</p> <p>(1) 負担金の交付に係る各種様式について 前橋市まちづくり公社が、まちなかイベント支援として支出する負担金については、負担金の申請団体との間で協定を締結しており、協定書で負担金交付申請書、請求書及び実績報告書は定められた様式によるものとするが、様式を定めず任意様式のもので提出を受けていた。 協定書の通り、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>(2) 支援金の支出について 前橋中心商店街一日ワーゲン博物館のイベント支援金において、まちなかイベント支援金募集要項によれば、支援金額は、総事業費の1/2以内（千円未満切り捨て）としているが、千円未満を切り捨てずに支援金を支出していた。 まちなかイベント支援金募集要項の通り、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 負担金の実績報告に添付される収支決算書について（要望事項）</p> <p>(1) 収支決算書について 前橋市まちづくり公社が、まちなかイベント支援として支出する負担金については、交付申請の際に収支予算書、実績報告の際に収支決算書の提出を受けているが、予算に対する決算の状況の把握が難しいものがあった。 予算に対する決算の状況が把握できる収支決算書を提出するよう申請者に対して指導するなど、事業の収入及び支出の内容を適切に把握するよう努められたい。</p>	<p>負担金の交付に係る協定書の通り、負担金交付申請書、請求書及び実績報告書の様式を定めて適正な事務処理を行うよう改善した。</p> <p>課内において、まちなかイベント支援金募集要項に基づく支援金額の計算方法について認識が不足していたため、課内周知を図るとともに、支援金額の確認については、複数人でチェックを行うなどチェック体制を強化し、適正な事務処理を行うよう改善した。</p> <p>負担金の収支決算書については、収入項目及び支出項目が収支予算書と整合するよう申請者に対して指導を行い、記載内容の精査を行うことを決定した。</p>